

日本ウェルネススポーツ大学研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本ウェルネススポーツ大学（以下「本学」という。）において、研究活動、及びそれに関連する業務に従事する者（以下「研究者等」という。）の、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が起きた時の対応に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(不正行為)

第2条 この規程において、研究活動に係る不正行為（以下「不正行為」という。）とは以下に定める行為をいう。

(1) 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用等。

ア 捏造；存在しないデータ及び研究成果等を作成すること

イ 改ざん；研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

ウ 盗用；他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること

エ その他；以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

(2) 本学の研究費並びに、国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付される研究費で本学の責任において管理すべきもの（以下「研究費等」という。）を、この規程を含む本学諸規程及び関連法令等に反して使用すること

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学における研究活動及び研究費等の管理・運営に関する最高管理責任者は学長とする。

2 学長は、研究活動に関する行動指針を定めると共に、次条に定める統括責任者が責任をもって研究活動を管理できるようリーダーシップを発揮して不正行為の防止等に努めなければならない。

(統括責任者)

第5条 本学に、学長を補佐し研究活動及び研究費等の管理・運営に関する実質的な責任者

として、統括責任者を置く。

- 2 統括責任者は、学長が指名する副学長をもって充てる。
- 3 統括責任者は、第2条に定める不正行為に対応するものとする。

(部署責任者)

第6条 研究活動及び研究費等の運営、管理を適切に行うため次の各号に掲げる部署（以下「部署等」という。）に部署責任者を置く。

- (1) 本学の学部
- (2) 本学の研究委員会
- (3) 第2条第2号の研究費等の管理、運営及び執行に携わる部署

- 2 部署責任者は、部署等の長をもって充てる。
- 3 部署責任者は、部署等における研究者等の不正行為の防止及び研究倫理の向上に資する啓発活動に努めなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第7条 学長は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置くものとする。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究委員会の長をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は、研究者等に対し研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。また、実施後の理解度を把握し、必要な対応を行わなければならない。

(相談窓口)

第8条 不正行為についての相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を研究委員会に設置する。

- 2 相談は、学内外の全ての者が行うことができる。
- 3 相談窓口は、学内外からの問い合わせに適切に対応するものとする。
- 4 相談窓口は、相談者が第9条に定める通報を行わず、かつ、相談の内容に鑑み必要があると判断した場合は、相談者に事前に通知した上で、相談内容を通報と扱うことができる。
- 5 相談窓口は、相談の内容が研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、学長に報告するものとする。
- 6 相談窓口は、相談者及び相談内容を保護する方策を講じなければならない。

(通報窓口)

第9条 不正行為についての通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を研究委員会に設置し、通報者には研究委員長が対応する。

- 2 通報は、学内外の全ての者が行うことができる。
- 3 通報窓口は、通報者及び通報内容を保護する方策を講じなければならない。

(通報等の方法)

第10条 通報は、書面、電話、電子メール、面談などの手段で自らの氏名を明らかにした上で行うものとし、不正行為を行ったと疑われる研究者の氏名又はグループ名並びに不正行為の内容及び不正であるとする合理的理由等を可能な限り書面（別紙様式）に明示して行わなければならない。

- 2 匿名の通報があった場合は、前項の規定にかかわらず、その理由や通報の内容に応じ、

自らの氏名を明らかにして通報した場合に準じて取り扱うことができるものとする。

- 3 通報が郵便による場合など、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 4 報道や学会、インターネット等（以下「報道等」という。）により本学研究者等の不正行為に関する指摘がなされたときは、次条第6項に定める方法によって対応するものとする。

（通報等の取扱い）

第11条 通報窓口は、通報を受けた時又は報道等により本学研究者等の不正行為への疑いが指摘されたときは、直ちに学長及び統括責任者へ報告するものとする。この場合において、被通報者又は報道等により不正行為への疑いが指摘された研究者等（以下「被通報者等」という。）に本学以外の機関に所属する者が含まれる場合には、当該機関の長にその内容を通知するものとする。

- 2 学長は、不正行為がこれから行われようとしている、あるいは不正行為を求められている等という通報がなされた場合、その内容を確認・精査し相当の理由があると認めたときは、被通報者等に対し警告を行い、通報者に対し警告を行った旨を通知する。
- 3 学長は、通報に係る不正行為がすでに行われたと認める場合には、被通報者等が属する部署等の長に命じ、第13条に定める調査を行わせるとともに、通報者、被通報者等に対しその旨を連絡するものとする。
- 4 前項の場合において、学長は、通報者、被通報者等及び通報内容等について調査関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。合わせて、通報者、被通報者等、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者等、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。
- 5 学長は、当該通報等に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者等の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者等の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 6 報道等により本学研究者等の不正行為に関する指摘がなされたとき、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者等又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限り、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。

（悪意に基づく通報）

第12条 何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく通報とは、被通報者等を陥れるため又は被通報者等の研究を妨害するため等、専ら被通報者等に何らかの不利益を与えること又は被通報者等が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。

- 2 学長は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

(予備調査)

第13条 学長は、通報又は報道等（以下「通報等」という。）の内容に応じて、第17条第2項に定める調査委員会の委員長を責任者（以下「予備調査責任者」という。）に命じ、通報内容に関する予備調査（以下「予備調査」という。）を行わせ、調査結果を報告させるとともに、通報を受けた日（報道等の場合は公表日）の翌日から30日以内に、本格的な調査（以下「本調査」という。）の可否を決定する。

2 予備調査において、被通報者等に本学以外の機関に所属する者が含まれる場合には、当該機関の長に対し合同調査を申し入れる場合がある。

3 予備調査責任者は、予備調査に際し、被通報者等に対して証拠物件等の保全を命じるほか、必要な措置を講じるものとする。

4 予備調査は、以下の構成員によって行う。

(1) 予備調査責任者

(2) 学長が必要と認める者（ただし、通報者及び被通報者等と利害関係にある者を除く）若干名

5 予備調査では、通報等の際に示された理由等の合理性及び通報等により報告された行為に対する調査可能性について調査を行う。

6 学長は、予備調査の結果、通報等の内容に合理性がないと判断した場合は、その理由及び予備調査に携わった者の所属・氏名を付して本調査を実施しない旨を通報者及び被通報者等に通知するものとする。この場合には、該当する資金配分機関及び関係省庁や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。ただし、この場合において通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、通報者に所属機関がある場合はその所属長に通知するほか、氏名の公表など必要な措置を講ずるものとする。

7 学長は、通報等の内容の重大性に鑑み必要があると判断した場合は、予備調査を経ずして第16条に定める調査委員会を設置し本調査を行わせることができるものとする。

8 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報等についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(予備調査の結果に対する異議申立)

第14条 通報者は予備調査において本調査を実施しない旨の結果通知を受けた際には、通知を受けた日から14日以内に、理由及びその根拠を添えて学長に異議申し立てをすることができる。

2 予備調査に対する異議申し立ては、同一の理由で二度申し立てることはできない。

(予備調査の結果に対する再調査)

第15条 学長は、前条第1項に定める異議申し立てがあった場合には、第13条第1項に規定する予備調査責任者を責任者に再度命じ、30日以内に再度予備調査を行わせ調査結果を報告させるとともに、本調査の可否を決定する。

2 学長は、前項の再調査の結果、通報等の内容に合理性がないと判断した場合は、理由を付して本調査を実施しない旨を通報者に通知するものとする。

(本調査)

第16条 学長は、予備調査（予備調査結果に対する再調査を含む。）の結果、通報等の内容に合理性があると判断した場合、又は第13条第7項に基づく判断を行った場合は、真相究明のため、調査委員会を設置し、14日以内に本調査を行わせるものとする。

2 本調査の実施にあたっては、学長は、通報者、被通報者等に対し、調査委員会委員の氏名及び所属を含め、その旨通知するものとする。また、該当する資金配分機関及び関係省庁、並びに当該研究費の執行にかかわる業者等に対しても本調査の実施を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた通報者又は被通報者等は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、学長に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

4 学長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者等に通知する。

5 本調査は次に掲げる各号のとおり行うものとする。

(1) 通報等の内容が第2条第1号に該当する場合

論文や実験・観察ノート、生データなどの各種資料の精査、関係者のヒアリング等、また必要に応じ、被通報者等による再実験の実施

(2) 通報等の内容が第2条第2号に該当する場合

研究費等の使用に係る学内証拠書類の精査や使用実態の調査、関連業者等を含む関係者へのヒアリング及び当該業者等が保管する証拠書類の精査等

(3) その他調査委員会が必要と認めた事項

6 調査委員会は、本調査に際し、通報された事案に係る研究活動に関して証拠物件等の保全を命じるほか、必要な措置を講じるものとする。

7 本調査の実施にあたっては、調査委員会は、被通報者等に対し弁明の機会を与えなければならない。

8 前項の弁明において、被通報者等が通報等の内容を否認する場合には、自らの責任において科学的根拠又は合理的根拠等を示して不正行為の疑惑を晴らさねばならない。

9 第5項及び前項において、被通報者等が本来存在するべき証拠等を示すことができない場合は、不正行為があったとみなすものとする。ただし、本人の責によらず示すことができない場合については、この限りではない。

10 被通報者等は、正当な理由がない限り、本条の調査等を拒否することはできない。

11 被通報者等以外の本学構成員は、本条の調査等に協力しなければならない。

12 本学以外の機関において調査がなされる場合、本学は当該機関に本条の調査等への協力を要請することができる。

13 本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

14 本調査の終了前であっても、通報された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

(調査委員会)

第17条 調査委員会は、以下に定める委員で構成する。ただし、通報者、被通報者等と利害関係のある者を除くものとする。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 学部長
- (3) 事務局長
- (4) 本学教職員 1名以上
- (5) その他学長が必要と認める者（被通報者等と同一分野の研究者、法律の知識を有する学外者を含む。）ただし、通報等の内容が第2条第1号に該当する場合には、第3号の委員を省略できるものとする。

2 調査委員会に委員長を置き、前項第1号に定める委員をもって充てる。

3 調査委員の過半数は本学に属さない外部有識者とするため、第1項第5号に必要な数の委員を充てるものとする。

(調査中の一時的措置)

第18条 学長は、調査期間中、不正行為に係る研究費等の執行停止その他必要な措置を講じることができる。

2 学長は、該当する資金配分機関及び関係省庁から、被通報者等の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

3 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、該当する資金配分機関及び関係省庁からの求めに応じ、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、実地調査に応じることとする。

(認定)

第19条 調査委員会は、本調査の開始後150日以内をめどに、不正行為の有無、不正行為の内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定するものとする。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には認定とすることが出来る。尚、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。ただし、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を該当する資金配分機関及び関係省庁に提出することとする。

2 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者等の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

3 調査委員会は、被通報者等による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

4 不正行為がなかったと認定される場合で通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、悪意のある通報者として認定するものとする。

- 5 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 6 調査委員会は、第1項及び第4項の内容を認定した場合は、速やかに学長に報告するものとする。
- 7 調査委員会は、前項に定める報告を行う場合は、被通報者等及び悪意のある通報者に対してとるべき措置についてもあわせて学長に勧告するものとする。

(調査委員会の学長宛勧告の内容等)

第20条 調査委員会は、前条第7項に基づき学長宛に勧告を行う場合は、次の事項を明記しなければならない。

- (1) 不正行為に該当する事実及び同事実が不正行為に該当する理由
- (2) 被通報者等及び悪意のある通報者に対する何らかの措置（就業規則または学則に基づく懲戒処分を含む）をとることが相当と判断した場合は、その理由とその措置の種類
- (3) その他、調査委員会が必要と判断する事項

2 調査委員会は、審議の結果、前項第2号による措置の種類を調査委員会で判断することが適当でないと考えたときは、その理由を付して、勧告することができる。

3 調査委員会が本条第1項第2号の規定により、研究者等の懲戒処分を含む勧告を行った場合、当該懲戒事案に関する以後の手続きは、第20条から第24条に定める手続きを経たうえで、別に定める「日本ウェルネススポーツ大学懲罰委員会規程」、「日本ウェルネススポーツ大学学生懲戒規程」に従うものとする。

(調査結果の通知)

第21条 学長は、第19条の認定に基づく調査結果と本調査に携わった者の所属・氏名を通報者及び被通報者等に通知する。又、被通報者等が本学に所属していない者である場合は、被通報者等の所属する機関の長にも通知する。

2 該当する資金配分機関及び関係省庁、並びに当該研究費の執行にかかわる業者等に対しても本調査の結果を報告するものとする。

3 学長は、第19条第4項の認定があった場合で通報者が本学に所属していない者である場合は、通報者の所属する機関の長に通知する。

(本調査の結果に対する異議申立)

第22条 本調査における調査結果の通知を受けた通報者、被通報者等はその内容について異議がある場合には、通知を受けた日から14日以内に、理由及びその根拠を添えて学長に異議申し立てを行うことができる。

2 本調査の結果に対する異議申し立ては、同一の理由で二度申し立てることはできない。

3 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者等の異議申し立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、その認定について、本条第1項の例により、異議申し立てをすることができる。

4 本条第1項に定める期日までに異議申し立てがない場合、通報者及び被通報者等は第19条の調査委員会による認定を認めたものとみなす。

5 本調査の結果に対する異議申し立てがあった場合は、被通報者等からの場合は通報者に対して通知し、通報者からの場合は被通報者等に対して通知するものとする。また、該当

する資金配分機関及び関係省庁に報告する。異議申し立ての却下又は再調査の決定も同様とする。

(勧告・報告に対する学長の措置)

第23条 学長は、調査結果の通知の後、定められた期日までに通報者及び被通報者等から異議申し立てがない場合は、調査委員会の事実認定が確定したのものとして扱い、速やかに対応する措置（以下「学長の措置」という。）をとらなければならない。

2 学長は、被通報者等以外の者に対して措置が必要であるとの報告を受けたときは、法人の理事会で審議のうえ、必要な措置をとるものとする。

(監査委員会の設置)

第24条 学長は、第22条第1項の異議申し立てを受けた場合には、直ちに監査委員会を設置しなければならない。

2 異議申し立ての審議は監査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要とならない場合等、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、調査委員会をもって監査委員会とすることができる。

3 監査委員会は、第17条に準ずる委員で構成する。ただし、通報者、被通報者等と利害関係にある者は監査委員になることはできない。

(監査の実施とその結果の通知等)

第25条 監査委員会は、50日以内に異議申し立てに係る監査を行い、その結果を学長宛に報告しなければならない。

2 学長は、監査委員会の報告を、調査委員会に対して通知しなければならない。

3 調査委員会は、前項の報告に対し、意見等がある場合は、これを学長に報告することができる。

4 学長は、本条1項及びは3項の報告に基づき、速やかに、結果を通報者、被通報者等に通知するものとする。被通報者等が本学に所属していない者である場合は、被通報者の所属する機関の長にも通知する。また、該当する資金配分機関及び関係省庁に報告する。

5 学長は、監査委員会が異議申し立てを却下した場合は、調査委員会の事実認定が確定したのものとして扱い、学長の措置をとらなければならない。

6 学長は、前項の場合を除いて、本条第1項及び第3項の報告に基づき必要な学長の措置をとらなければならない。

7 学長は、本条第1項及び第3項の報告を踏まえ、決定した学長の措置を、異議申し立て者及び調査委員会並びに監査委員会に対して通知しなければならない。

8 学長は前項の通知に際し、異議申し立て者には本条第1項及び第3項の報告を、監査委員会には本条第3項の報告を付さなければならない。

(監査委員会の権限等)

第26条 監査委員会の権限等については、第16条第2項から第14項、第19条及び第21条を準用する。

(学長の措置の関係部署への通知、調査委員会及び通報者への報告)

第27条 学長は、学長の措置を以下のとおり関係部署へ通知及び報告しなければならない。

(1) 被通報者等が研究者の場合は、学部長宛に通知する。

- (2) 被通報者等が職員の場合は、事務局長宛に通知する。
- (3) 被通報者等が学生の場合は、学部長宛に通知する。
- (4) 調査委員会及び通報者に報告する。
- (5) 該当する資金配分機関及び関係省庁に通知する。

2 前項の学長の措置を通知するに当たって、被通報者等及び悪意のある通報者に対する処分を含む場合は、第20条を準用する。

3 学長は、不正行為の発生の態様に応じて、本条第1項以外の部署に対しても学長の措置を通知することができる。

(学生委員会等の権限移譲)

第28条 前条第1項第3号の学生に係る不正行為に関する事項については、学生委員会の権限を調査委員会に移譲する。

(調査結果の公表等)

第29条 学長は、第13条から第26条までの調査の結果、不正行為があったと認定された場合は、速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 不正行為を行った研究者等の氏名又はグループ名
- (2) 不正行為の内容
- (3) 公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の氏名、所属
- (5) 調査委員会が行った調査方法、内容等

2 本条第1項の規定にかかわらず、不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

3 不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者等の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

4 前項ただし書きの公表における公表内容は、不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被通報者等の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・内容等を含むものとする。

5 学長は、通報が悪意によるものであったと認定した場合には、通報者の氏名、所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査方法、内容等を公表する。

(研究費の使用中止)

第30条 学長は、不正行為に関与したと認定された者、不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第31条 学長は、被認定者に対して、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

3 学長は、被認定者が本条第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(名誉回復等)

第32条 学長は、本調査の結果により、不正行為がなかったと認定された場合には、第18条で実施した研究費の執行停止等の措置を解除するとともに、被通報者等の名誉回復に努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第33条 学長は、通報を行ったこと、あるいは相当な理由なしに通報をされたことのみを理由として、当事者に不利益な取扱いをしてはならない。

2 本学に所属する全ての者は、通報を行ったこと、あるいは相当な理由なしに通報をされたことのみを理由として、当事者に不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は、通報を行ったこと、あるいは相当な理由なしに通報をされたことのみを理由として、当事者に不利益な取扱いを行った者がいた場合は、本学諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。

(守秘義務)

第34条 不正行為等に起因する問題に対応するすべての者は、当事者のプライバシー、名誉、その他の人権を尊重するとともに、その任務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を引いた後も同様とする。

(学外者への措置)

第35条 学長は、次のいずれかの号に該当する者が学外者である場合は、学外者の所属する機関の長と協議の上、必要な措置を講ずる等適切な処置を行うものとする。ただし、第3項に該当する学外者に対しては、刑事告訴等の措置を講じることもある。

(1) 不正行為を行ったと認定された研究者等

(2) 不正行為への関与が認定された研究者等

(3) 通報が悪意によるものと認定された通報者

2 学長は、不正行為に関与したと認定された業者等に対し、取引停止等の措置を講ずるものとする。

3 前項で定める措置については、学校法人タイケン学園固定資産及び物品管理規程等の本学諸規程及び関係法令によるものとする。

(事務処理)

第36条 本学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に係る事務処理は以下のとおり行う。

(1) 第8条から第32条に定める事項に係る事務処理は、研究委員会が行う。

(2) 第33条第1項に定める学外者への措置に係る事務処理は、研究委員会が行う。

(3) 第33条第2項に定める取引停止処分の事務処理は、学校管理課が行う。

(是正措置等)

第37条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、学長は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 学長は、関係する部署責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。

3 学長は、本条第1項及び第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

(監査体制)

第38条 本学における研究活動に係る不正行為の防止等に対して、学校法人内部監査室は内部監査実施細則に基づき、適宜適正な監査を実施する。

(雑則)

第39条 この規程に定めるもののほか、不正行為の防止及び対応等の必要な事項は学長が別に定める。

(事務所管)

第40条 この規程に伴う事務は、研究委員会が所管する。

(改廃)

第41条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附則

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い公的研究費の管理・監査体制に関する規程は改正する。

別紙様式

年 月 日

日本ウェルネススポーツ大学

研究委員会委員長 殿

所 属 :

氏 名 :

印

連絡先 :

研究活動に係る不正行為について（通報）

「研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」第10条第1項の規定に基づき、下記の研究者の不正行為について明確な合理的理由を添えて通報いたします。

記

1. 不正行為を行ったとする研究者等（グループ）名

所 属 :

研究者等（またはグループ名） :

2. 不正行為の内容（該当事項について具体的に）

① 捏造 :

② 改ざん :

③ 盗用

④ 研究費の不正使用 :

⑤ その他の不正行為 :

*①～③において、既に論文として公表している場合には、論文名も記載すること

3. 不正であるとする合理的理由（根拠資料を添付して提出のこと）

4. 不正行為が発生した日時・場所

5. 秘匿を希望する理由

※実名での通報にご協力ください。（匿名の場合、調査結果等の通知ができない、又は事実関係の調査が十分にできない可能性があります）